

愛媛県教育委員会 5月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成24年 5月15日（火）午前10時00分
愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子
委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正	管理部長 伊藤 優
指導部長 竹本公三	教育総務課長 大森文男
教職員厚生室長 越智和彦	生涯学習課長 高橋 仁
文化財保護課長 山本亜紀子	保健体育課長 福田和樹
義務教育課長 越智眞次	高校教育課長 北須賀逸雄
人権教育課長 新谷和志	特別支援教育課長 西原昇次

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 教育長報告の技能労務職の昇任・昇格基準に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、議事の議案第25号から第27号までの委員の任命等3件、及び公立小中学校教職員の懲戒処分4件、並びにその他の協議案件の表彰案件5件については、いずれも人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 4月定例会会議録の承認

委員長 4月定例会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

平成21年度歴史教科書採択取消等請求控訴事件の確定について

教育総務課長 平成24年3月30日に判決のあった平成21年度歴史教科書採択取消等請求控訴事件については、原告団が上告しなかったことから、4月17日に県の全面勝訴が確定した旨報告する。

「大山祇神社三島家文書」の国重要文化財指定等の動向について
文化財保護課長 県指定有形文化財の「大山祇神社文書」及び「三島家文書」については、国の文化審議会の答申により、国重要文化財に指定される見込みとなった旨、及びその場合は、県指定については愛媛県文化財保護条例第11条第3項の規定に基づき効力を失う旨報告する。

平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

義務教育課長 平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験について、選考試験の実施時期を報告するとともに、音楽、美術等の中学校教員を受験する者で受験教科以外の免許状を有するものへの加点及び他県における現職教員を対象とした特別選考の実施について説明する。

井上委員 加点制度の見直しに関し、小学校教員の志願者への加点状況について質問する。

義務教育課長 小学校教員の志願者のうち、中学校又は高等学校の英語の免許状取得者には30点の加点をしている旨回答する。

委員長 今回導入する加点制度の見込み人数について質問する。

義務教育課長 10人に満たないと考える旨回答する。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第24号を上程する。

○議案第24号 平成25年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 愛媛県県立学校管理規則第44条第2項、第48条の4第2項及び第57条第3項において準用する同規則第44条第2項の規定により、平成25年度の愛媛県県立高等学校及び愛媛県県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を定める原案を説明する。

委員長 学力検査の出題範囲の中学校への通知予定について質問する。

高校教育課長 県報に掲載する予定であることから、中学校に通知する考えはない旨回答する。

委員長 中学校対象の会議等において、ホームページの掲載内容の確認を促すなど、周知徹底を図るよう意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(5) 教育長報告

委員長 報告を求める。

技能労務職の昇任・昇格基準に係る公文書非公開決定に対する審査請求について

高校教育課長 技能労務職の昇任・昇格基準に係る公文書非公開決定に対する審査請求について、経過及び今後の手続について報告する。

委員長 技能労務職の配置状況について質問する。

高校教育課長 平成24年4月現在、宇和島水産高等学校の船員、県立学校の業務員、及び県立特別支援学校のボイラー管理員、生徒介助員、調理員等を配置している旨回答する。

委員長 これら職員は、行政職へ転職しなかった者が質問する。

高校教育課長 言われるとおり転職をしなかった職員であり、現在96名が在籍している旨回答する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第25号を上程する。

○議案第25号 愛媛県立図書館協議会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県立図書館協議会委員である愛媛県教育研究協議会学校図書館委員長の交替に伴い、その後任の委員を、図書館法第15条の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第26号を上程する。

○議案第26号 愛媛県社会教育委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

生涯学習課長 愛媛県社会教育委員である愛媛県高等学校長協会会長及び愛媛県青年団連合会長の交替に伴い、その後任の委員を、社会教育法第15条第2項の規定により委嘱する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第27号を上程する。

○議案第27号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命について

委員長 議案説明を求める。

特別支援教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員である愛媛県特別支援学校長会長の交替に伴い、その後任の委員を、愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定により任命する原案を説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第28号を上程する。

○議案第28号 公立小学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立小学校長を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 停職期間の算定について質問する。

義務教育課長 飲酒運転の自覚がある場合には停職4月としているが、本件では本人の自覚がなかったことから、停職3月とした上で、校長であることを考慮して1月を加重し原案とした旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第29号を上程する。

○議案第29号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通事故及び交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 停職期間の算定について質問する。

義務教育課長 酒気帯び運転であることに、横断歩道上の人身事故を考慮して原案とした旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第30号を上程する。

○議案第30号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通事故及び交通違反をした公立中学校教員を懲

戒処分する原案を説明する。

井上委員 所属の学校長の処分案について質問する。

義務教育課長 文書訓告の予定である旨、及び処分は市町教育委員会が行うこととなる旨回答する。

井上委員 校長等管理職の研修や会議の場で、交通違反・交通事故の根絶に向けての指導を徹底してほしい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第31号を上程する。

○議案第31号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 体罰をした公立中学校教員を懲戒処分する原案を説明する。

井上委員 他の教職員が止めるなど、体罰に至るまでに組織としての対応はできなかったのか質問する。

義務教育課長 体罰を含む一連の行為については、体育館の隅で行われていたため、他の教職員は気付かなかった旨回答する。

伊藤委員 生徒のけがについて質問する。

義務教育課長 カ一杯ではなかったことから、けがはしていないと聞いている旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(7) その他

○平成24年度優良PTA文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成24年度優良PTA文部科学大臣表彰の被表彰候補団体（3団体）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

生涯学習課長 平成24年度視聴覚教育・情報教育功労者文部科学大臣表彰の被表彰候補者（1名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

文化財保護課長 平成24年度地域文化功労者文部科学大臣表彰について被表彰候補者（1名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年度学校保健文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成24年度学校保健文部科学大臣表彰の被表彰候補者（2名）及び被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

○平成24年度学校安全文部科学大臣表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

保健体育課長 平成24年度学校安全文部科学大臣表彰の被表彰候補学校（1校）の推薦について説明する。

井上委員 被表彰候補学校を最終的に選定した決め手について質問する。

保健体育課長 推薦する学校は、生徒への安全教育を徹底していることをはじめとして、警察機関等との連携を密にし、地域と一体となった取組を地道に行っていることが顕著である旨回答する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(8) 閉会

委員長 午前11時00分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。